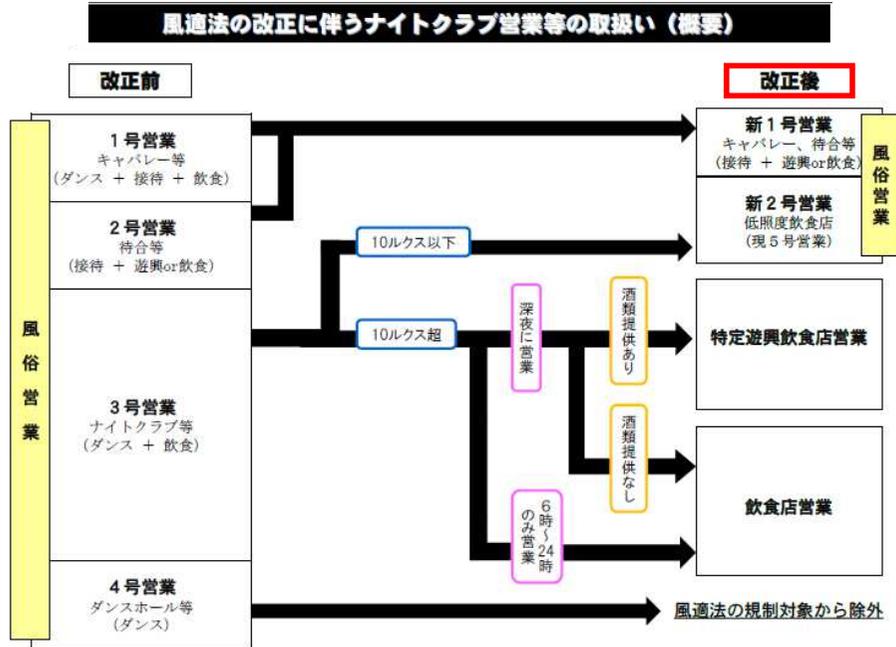


ナイトクラブに関する地区計画変更について
(小木地区計画、中央一丁目、小牧三丁目)

- 風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)の改正点
ナイトクラブ(ダンス+飲食)が3つに分類された。



(国交省資料より抜粋)

- ナイトクラブ営業のうち低照度飲食店営業以外のものが風俗営業から除外された。
- ダンス自体に着目した規制は行わないこととし、営業の実態や風俗上の問題を生じさせるおそれ等を勘案しながら必要に応じた規制を行うこととされた。
- 特定遊興飲食店営業とは、低照度以外のものであって、深夜にわたって客に酒類を提供するもの。

- 風営法改正に伴う建築基準法(別表第二)の改正点

- 建築基準法での「ナイトクラブ」の取り扱い
 - 「ナイトクラブ」に該当するもの
 - ・ 低照度飲食店営業以外
 - ・ 特定遊興飲食店営業
 - 「ナイトクラブ」ではなく、「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に該当するもの
 - ・ 低照度飲食店営業

○小木地区計画(新旧対照表)

	改正前		改正後	
	A 地区	B 地区	A 地区	B 地区
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ・劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ・キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ</u> 、カラオケボックス、その他これらに類するもの		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は <u>ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の7の3</u> で定めるもの ・キャバレー、料理店、カラオケボックスその他これらに類するもの	

※建築基準法の改正による「ナイトクラブ」に該当しないもの(低照度飲食営業)については、キャバレー、料理店、カラオケボックスその他これらに類するもの内、その他これらに類するものとして取り扱う。

○中央一丁目地区計画(新旧対照表)

用途の制限	改正前	改正後
	建築物の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ・キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ</u> その他これらに類するもの

○小牧三丁目地区計画(新旧対照表)

用途の制限	改正前	改正後
	建築物の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 ・キャバレー、料理店、 <u>ナイトクラブ</u> その他これらに類するもの